

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月18日

【会社名】 リコーリース株式会社

【英訳名】 RICOH LEASING COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 中村 徳晴

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

【電話番号】 03(6204)0700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 佐野 弘純

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

【電話番号】 03(6204)0700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 佐野 弘純

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年12月20日
効力発生日	2022年12月28日
有効期限	2024年12月27日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 150,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
4 - 関東 1 - 1	2023年 5 月26日	35,000百万円	-	-
実績合計額（円）		35,000百万円 (35,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 115,000百万円
(115,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	リコーリース株式会社第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.723%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年4月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月25日および10月25日の2回にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（注）8．「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2028年10月25日
償還の方法	1．償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2028年10月25日にその総額を償還する。 (2) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の社債等に関する業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (3) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。 3．償還元金の支払場所 別記（注）8．「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年10月18日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年10月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切替条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。 2．前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
----------------	--

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A A -（ダブルAマイナス）（取得日 2023年10月18日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の社債等に関する業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 振替法等に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、支払期日の翌日から7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）5．に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日に本（注）9．に定める財務代理人に対して本社債の元金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を当社が公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。

4．社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

5．公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

6．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7．社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）5．に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本社債の社債券が発行されたときは当該社債券）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

8．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の社債等に関する業務規程等の規則に従って支払われる。

9．財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	45	9,955

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,955百万円は、全額を2023年10月31日に、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクト（グリーンプロジェクトについては、太陽光発電事業などの再生可能エネルギー分野への投資・購入・運営に係る資金、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備（当社のリース・割賦契約対象資産）購入資金、ソーシャルプロジェクトについては、医療機器リース・割賦の購入に係る費用、ドクターサポートローン、修繕が必要なマンション・団地の管理組合向けローン。）のために調達した資金のリファイナンス（コマーシャルペーパー償還資金）に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、事業を通じた環境問題や社会的課題解決への取り組みに対する資金調達のために、「サステナビリティファイナンス・フレームワーク」（以下「本フレームワーク」という。）を策定いたしました。本フレームワークは、環境問題・社会的課題の解決を促進するプロジェクトに資金用途を限定する「サステナビリティファイナンス」に対応しています。

サステナビリティファイナンスに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（JCR）より、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」（注2）、「サステナビリティボンドガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注3）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021」（注4）、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2021」（注5）、「グリーンボンドガイドライン2022年版」（注6）、「グリーンローンガイドライン2022年版」（注7）及び「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」（注8）に適合する旨のセカンドパーティオピニオンを取得しています。また、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注9）の最上位であるSU1（F）の評価を取得しています。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の令和4年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注10）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しました。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2）ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。

（注3）サステナビリティボンドガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン。

（注4）グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドライン。

（注5）ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2021とは、LMA、APLMA及びLSTAにより策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドライン。

（注6）グリーンボンドガイドライン2022年版とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドライン。

（注7）グリーンローンガイドライン2022年版とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドライン。

（注8）ソーシャルボンドガイドライン2021年版とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドライン。

（注9）JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものである。なお、JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に（F）をつけて表示される。

（注10）令和4年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすもの。

（1）サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 又は に該当するものであって、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないものに限る。

調達資金の金額の50%以上が国内脱炭素化事業に充当されること。

調達資金の用途となるグリーンプロジェクトの件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること。

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

調達された資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト（適格プロジェクト）に対する新規投資およびリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスについては、ファイナンス実行日から遡って24カ月以内に開始した事業または出資した事業を対象とします。

GBP（注11）/SBP（注12）カテゴリー	適格プロジェクト
GBP：再生可能エネルギー	太陽光発電事業などの再生可能エネルギー分野への投資・購入・運営に係る資金 太陽光発電および小水力発電などの再生可能エネルギー設備（発行体のリース・割賦契約対象資産）購入資金
SBP：必要不可欠なサービスへのアクセス <対象となる人々> 個人・小規模な医療従事者、医療サービスが不足している地域における医療従事者 修繕積立金が不足しているマンション・団地の住民、少子高齢化が進む団地の住民・地域住民	医療機器リース・割賦の購入に係る費用 ドクターサポートローン 修繕が必要なマンション、団地の管理組合向けローン 団地リノベーションに関する賃貸事業に係る費用

（注11）GBP（Green Bond Principles）：グリーンボンド原則

（注12）SBP（Social Bond Principles）：ソーシャルボンド原則

2. プロジェクトの評価および選定のプロセス

適格プロジェクトは当社の営業・財務部門によって適格クライテリアへの適合を検討し、評価と選定が行われました。今後、本フレームワークを活用する際は、当社の営業部門の各担当者により財務的評価を実施し、社長執行役員との諮問機関である審査委員会にて総合的に分析・検討をしたプロジェクトの中から、資金使途に含める適格プロジェクトの最終決定を行います。

なお、すべての候補となる適格プロジェクトについては、環境・社会リスク低減のため、以下について対応していることを確認します。

- ・対象設備が日本国内に存在していること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、環境アセスメント手続き、森林法および河川法などをはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われているかどうかにつき、当社顧客に確認していること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、当社顧客が周辺住民への事前説明を実施していること
- ・対象設備のリース・割賦実施にあたり、機器、メーカーの安全性・メンテナンス体制に問題がないか、事前に確認していること
- ・対象プロジェクトの融資にあたり、工事会社の竣工能力（安全性・環境対応）や、必要がある場合は法令・許認可などが遵守されていることを事前に確認していること

3. 調達資金の管理

調達資金は、財務担当部門において、適格プロジェクトに係る支出を管理し、資金の充当額および未充当額を追跡します。未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理し、1年以内に充当を完了する予定です。

4. レポーティング

（1）資金充当状況レポーティング

資金充当状況および環境・社会インパクトを以下の当社が定めた内容のインパクトレポーティングについて、当社ウェブサイト上にて年次で開示する予定です。

（2）インパクトレポーティング

グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	レポーティング項目
----------	-----------

<p>太陽光発電事業などの再生可能エネルギー分野への投資・購入・運営に係る資金 太陽光発電および小水力発電などの再生可能エネルギー設備（発行体のリース・割賦契約対象資産）購入資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充当された金額 ・ 再生可能エネルギー種類別発電量（kWなど） ・ CO2削減量（推定値）
---	---

ソーシャルプロジェクト

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	レポート内容
必要不可欠なサービスへのアクセス	医療機器リース・割賦	<p><アウトプット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの概要（商品性） <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充当された金額、契約数 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療サービスへのアクセスが確保された社会の実現
	<p>ドクターサポートローン</p> <p><概要> 病院、クリニックの開業資金等に係る融資</p>	<p><アウトプット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの概要（商品性） <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充当された金額、契約数 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療サービスへのアクセスが確保された社会の実現
	<p>マンション・団地 管理組合向けローン</p> <p><概要> 修繕積立金が不足しているマンション、団地の管理組合に対しての融資</p>	<p><アウトプット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの概要（商品性） <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充当された金額 ・ ローンの資産残高 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した住宅の安全性の確保による住民の安心、安全な生活の実現
	<p>団地リノベーション</p> <p><概要> 団地の空き家を購入、リノベーションし、賃貸住宅として提供する</p>	<p><アウトプット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの概要（商品性） <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充当された金額 ・ 本プロジェクトの結果としてもたらされた便益や変化の過去事例 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の安心、安全な生活の維持 ・ 多世代共生の実現

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第48期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年10月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2023年10月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

リコーリース株式会社 本店
（東京都千代田区紀尾井町4番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。